

原子力災害対策指針（改正案）に対する意見募集の結果について

平成30年7月25日
原子力規制委員会

原子力災害対策指針の改正案について、意見募集を実施しました。
その結果につきましては、以下のとおりです。

1. 意見募集の実施方法

- 意見募集の期間：平成30年6月7日～平成30年7月6日
- 意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

2. 意見募集の結果及び対応

- 意見募集に対して、3件（3通）の意見が寄せられた。これらの意見を踏まえるとともに、第13回原子力規制委員会資料1-1で提示した指針の改正案に対し、記載内容の明確化や整合性の確保等のための修正を加えた（別紙1の網掛け箇所）。
- 以上の修正のほか、今般の改正内容についての意見及びこれに対する考え方を別紙2のとおり取りまとめた。なお、今般の意見募集を通じて寄せられた全ての意見は別紙3のとおり。
- 以上を踏まえ、別紙1の修正を反映し、原子力災害対策指針を改正する。

3. 今後の予定

- 原子力災害対策特別措置法第6条の2第3項の規定による公表は、来月中を目途に官報に掲載する。併せて、原子力規制委員会ウェブサイトにも掲載する。

<別紙及び参考>

- 別紙1 原子力災害対策指針（改正案）
- 別紙2 原子力災害対策指針の改正案に関する意見に対する考え方
- 別紙3 原子力災害対策指針の改正案に関する全ての意見（原文）

下線箇所が改正部分、網掛け箇所が意見公募手続実施時の案からの変更点（うち水色の網掛け箇所が意見を踏まえたもの）

原子力災害対策指針 （現行規定） （平成30年7月18日一部改正）	原子力災害対策指針 （改正案）
<p>前文</p> <p><目的・趣旨> 本指針は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために定めるものである。 本指針の目的は、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするところにある。 この目的を達成するため、本指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、以下の基本的な考え方を踏まえ、専門的・技術的事項等について定めるものである。 ・住民の視点に立った防災計画を策定すること。 ・災害が長期にわたる場合も考慮して、継続的に情報を提供する体系を構築すること。 ・国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）の安全基準等の最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう見直しを行うこと。</p> <p><定義> （略）</p> <p><対象> （略）</p> <p><過去の経緯> （略）</p> <p>第1 原子力災害</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）放射線被ばくの防護措置の基本的考え方 原子力災害が発生した場合には、上記（3）で述べた原子力災害の特殊性を踏まえた上で、住民等に対する放射線被ばくの防護措置を講じることが最も重要である。基本的考え方としては、国際放射線防護委員会等の勧告、特に Publication109、111やIAEAのGSR Part7等の原則にのっとり、住民等の被ばく線量を最小限に抑えると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要である。</p>	<p>前文</p> <p><目的・趣旨> 本指針は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために定めるものである。 本指針の目的は、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとするところにある。 この目的を達成するため、本指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、以下の基本的な考え方を踏まえ、専門的・技術的事項等について定めるものである。 ・住民の視点に立った防災計画を策定すること。 ・災害が長期にわたる場合も考慮して、継続的に情報を提供する体系を構築すること。 ・国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）の安全基準等の最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう見直しを行うこと。</p> <p><定義> （略）</p> <p><対象> （略）</p> <p><過去の経緯> （略）</p> <p>第1 原子力災害</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）放射線被ばくの防護措置の基本的考え方 原子力災害が発生した場合には、上記（3）で述べた原子力災害の特殊性を踏まえた上で、住民等に対する放射線被ばくの防護措置を講じることが最も重要である。基本的考え方としては、国際放射線防護委員会等の勧告、特に Publication109、111やIAEAのGSR Part7等の原則にのっとり、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要である。</p>

第2 原子力災害事前対策

(1) (略)

(2) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

① 緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要である。すなわち、緊急事態への対応の状況を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各段階の対応の詳細について検討しておくことが有効である。

- ・準備段階では、原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善する必要がある。
- ・初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。
- ・中期対応段階では、放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う必要がある。
- ・復旧段階では、その段階への移行期に策定した被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う必要がある。

② 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

(略)

(i) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

(イ) 基本的な考え方

(略)

警戒事態：

(略)

施設敷地緊急事態：

(略)

全面緊急事態：

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために

第2 原子力災害事前対策

(1) (略)

(2) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

① 緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要である。すなわち、緊急事態への対応の状況を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各段階の対応の詳細について検討しておくことが有効である。

- ・準備段階では、原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善する必要がある。
- ・初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。
- ・中期対応段階では、放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う必要がある。
- ・復旧段階では、その段階への移行期に策定した被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う必要がある。

② 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

(略)

(i) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

(イ) 基本的な考え方

(略)

警戒事態：

(略)

施設敷地緊急事態：

(略)

全面緊急事態：

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために

必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、P A Z内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ（(3)②(i)(ロ)で述べるUPZをいう。以下同じ。）内においても、P A Z内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

(ロ)・(ハ) (略)

(ii) 運用上の介入レベル(O I L)

(イ) 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記(i)の施設の状態に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1-1から1-3までの後段にまとめる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

なお、核燃料施設においては、事故の状況によっては主としてアルファ核種が放出され、空間放射線量率に基づいて飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を特定することが困難となる場合がある。この場合、UPZ内全域において飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

(ロ) (略)

(ハ) 今後の検討等

本来、IAEAでは、まず緊急時に住民等を最適に防護するための基準(包括的判断基準)を定め、そこからO I Lを導出することとしている。このため、我が国としても、今後、IAEAからO I Lの導出に係る情報が公表され、我が国におけるO I Lの検討に必要な環境が整った際には、上記の導出の考え方を考慮して包括的判断基準からO I Lを算出し、今回設定したO I Lの見直しを検討する。また、O I Lの初期設定値

必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、P A Z内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、UPZ（(3)②(i)(ロ)で述べるUPZをいう。以下同じ。）内においては、は、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、P A Z内と同様、避難等の予防的防護措置を講じることも必要である。

(ロ)・(ハ) (略)

(ii) 運用上の介入レベル(O I L)

(イ) 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記(i)の施設の状態に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1-1から1-3までの後段にまとめる。

放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

なお、核燃料施設においては、事故の状況によっては主としてアルファ核種が放出され、空間放射線量率に基づいて飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を特定することが困難となる場合がある。この場合、UPZ内全域において飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

(ロ) (略)

(ハ) 今後の検討等

IAEAは、緊急事態の特性がO I Lの初期設定値の条件と異なる場合には、当該初期設定値を変更することが望ましいとしている。このため、O I Lの初期設定値の変更の在り方や、放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくO I Lの設定の在り方についても検討する。さらに、今後、IAEA等の国際機関による防護措置の体系の検討状況も踏まえ、必要に応じて本指針の改定を行う。

は、緊急事態の特性が初期設定値の条件と異なる場合は変更することが望ましい。OILの初期設定値の変更の在り方や、放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定についても検討する。さらに、今後、IAEA等の国際機関による防護措置の体系の検討状況も踏まえ、必要に応じて本指針の改定を行う。

表1-1～1-3 （別添）

図1 （略）

表2 （略）

表3 OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ¹	防護措置の概要
緊急防護措置	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
早期防護措置	(略)	(略)	(略)	(略)
飲食物摂取制限※ ⁹	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

※1～8 （略）

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物にお

表1-1～1-3 （別添）

図1 （略）

表2 （略）

表3 OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ¹	防護措置の概要
緊急防護措置	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
早期防護措置	(略)	(略)	(略)	(略)
飲食物摂取制限※ ⁹	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

※1～8 （略）

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

いて空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(iii) (略)

(3) 原子力災害対策重点区域

① 原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

② 原子力災害対策重点区域の範囲

(略)

(i) 発電用原子炉施設

(略)

(イ) 予防的防護措置を準備する区域（P A Z :Precautionary Action Zone）

P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、E A L に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係る P A Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、P A Z の最大半径を原子力施設から 3 ～ 5 k m の間で設定すること（5 k m を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径 5 k m」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

(ロ) 緊急防護措置を準備する区域（U P Z :Urgent Protective Action Planning Zone）

U P Z とは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L、O I L に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係る U P Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、U P Z の最大半径は原子力施設から 5 ～ 3 0 k m の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径 3 0 k m」を目安とする。

(iii) (略)

(3) 原子力災害対策重点区域

① 原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

② 原子力災害対策重点区域の範囲

(略)

(i) 発電用原子炉施設

(略)

(イ) 予防的防護措置を準備する区域（P A Z :Precautionary Action Zone）

P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、E A L に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係る P A Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、P A Z の最大半径を原子力施設から 3 ～ 5 k m の間で設定すること（5 k m を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径 5 k m」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

(ロ) 緊急防護措置を準備する区域（U P Z :Urgent Protective Action Planning Zone）

U P Z とは、確率的影響のリスクを低減するため、E A L、O I L に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係る U P Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、U P Z の最大半径は原子力施設から 5 ～ 3 0 k m の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径 3 0 k m」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

ただし、炉規法第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設[※]については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

※ （略）

(ii)～(v) （略）

③・④ （略）

(4)～(6) （略）

（7）原子力災害時における医療体制の整備

原子力災害時における医療対応（以下「原子力災害医療」という。）には、通常の救急医療、災害医療に加えて被ばく医療の考え方が必要となる。すなわち、被ばく線量、被ばくの影響が及ぶ範囲、汚染の可能性等を考慮し、被災者等に施す医療のコントロールを行い、緊急事態に適切な医療行為を迅速、的確に行うことが必要となる。そのためには、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、避難退域時検査・指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療関係者の派遣、隣接地方公共団体の救急・災害医療機関との連携等）を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておくことが重要である。

さらに、原子炉施設等立地道府県のみならず、その他の原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）も含めた広域の医療機関が、原子力災害時には連携して対応できるようにしておくことが重要である。

また、原子力災害医療の特殊性の一つとして、その実践には、基本的な放射線医学に関する知識と技術が必要であり、そのための教育・研修・訓練等を実施することが必要である。

なお、長期の健康管理に備え、内部被ばく線量の測定結果を蓄積し、管理できる体制を整備しておくことも重要である。

① 原子力災害医療の実施体制

国及び立地道府県等は、上記の役割を担う医療機関等を組み込んだ原子力災害医療体制を整備する必要がある。

(i) 国

・国は、下記に示す医療機関等の要件（以下「施設要件」という。）を定めるとともに、定期的に必要な見直しを図ること。

- 原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」（以下「拠点病院」という。）
- 原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」（以

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

ただし、炉規法第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設[※]については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

※ （略）

(ii)～(v) （略）

③・④ （略）

(4)～(6) （略）

（7）原子力災害時における医療体制の整備

原子力災害時における医療対応（以下「原子力災害医療」という。）には、通常の救急医療、災害医療に加えて被ばく医療の考え方が必要となる。すなわち、被ばく線量、被ばくの影響が及ぶ範囲、汚染の可能性等を考慮して、被災者等に必要な医療を迅速、的確に提供することが必要となる。そのためには、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、避難退域時検査・指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療従事者の派遣、隣接地方公共団体の救急・災害医療機関との連携等）を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておくことが重要である。

さらに、原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）の医療機関が、原子力災害時には広域で連携して対応できるようにしておくことが重要である。

また、原子力災害医療の特殊性の一つとして、その実践には、基本的な放射線医学に関する知識と技術が必要であり、そのための教育・研修・訓練等を実施することが必要である。

なお、長期の健康管理に備え、内部被ばく線量の測定結果を蓄積し、管理できる体制を整備しておくことも重要である。

① 原子力災害医療の実施体制

国及び立地道府県等は、上記の役割を担う医療機関等を組み込んだ原子力災害医療体制を整備する必要がある。

(i) 国

・国は、下記に示す医療機関等の要件（以下「施設要件」という。）を定めるとともに、定期的に必要な見直しを図ること。

- 原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」（以下「拠点病院」という。）
- 原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」（以

<p>下「協力機関」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う「高度被ばく医療支援センター」 ▶ 平時において、拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う「原子力災害医療・総合支援センター」 ▶ 拠点病院等に所属し、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う「原子力災害医療派遣チーム」 <p>・国は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターについて指定を<u>行うこと</u>。また、おおむね3年ごとに、指定された高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが施設要件に合致するか否かを確認すること。さらに、他の医療機関等が施設要件を満たす場合には、全国的な配備状況等も勘案しつつ、新規に指定することも検討すること。</p> <p>(ii) 立地道府県等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、国が示す施設要件に基づき整備し、あらかじめ指定又は登録を行っておくこと。また、おおむね3年ごとに、拠点病院及び協力機関が施設要件に合致しているか否かを確認すること。 ・立地道府県等は、あらかじめ拠点病院等の役割を決めておくとともに、<u>拠点病院や協力機関間等との相互の通信手段、搬送手順等</u>について個々の地域の特殊性を考慮して確認しておくこと。 ・立地道府県等は、自然災害等との複合災害を見据え、救急医療、災害医療に加え被ばく医療の体制等に詳しい<u>医療行政担当責任者等の医療関係者</u>を原子力災害医療調整官とし、原子力災害医療調整官を長とする複数者からなるグループを組織して立地道府県等が設置する災害対策本部内に配置すること。 ・立地道府県等は、原子力災害医療調整官が立地道府県等の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整し、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応に当たる体制を構築しておくこと。 ・立地道府県等は、<u>被ばく医療専門の医師</u>が遠隔から指示することが可能な体制を整備すること。 ・立地道府県等は、原子力災害医療に必要な基本的な資機材・設備の整備を行い、点検・校正ができるようにすること。 ・立地道府県等は、避難退域時検査等に関しては、緊急時に多数の要員を必要とすることから、平時より緊急対応体制を構築すること。 <p>(iii) (略)</p> <p>② 原子力災害医療に関係する者に対する研修・訓練等</p> <p>原子力災害医療には、以下の要点を踏まえた研修、訓練等を組み込む必要がある。</p> <p>(i) 国</p>	<p>下「協力機関」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う「高度被ばく医療支援センター」 ▶ 平時において、拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに、<u>原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う「原子力災害医療・総合支援センター」</u> ▶ 拠点病院等に所属し、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う「原子力災害医療派遣チーム」 <p>・国は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターについて指定を<u>すること</u>。なお、<u>複数の機関を高度被ばく医療支援センターとして指定する場合には、そのうちの機関を中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」として指定すること</u>。また、おおむね3年ごとに、指定された高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが施設要件に合致するか否かを確認すること。さらに、他の医療機関等が施設要件を満たす場合には、全国的な配備状況等も勘案しつつ、新規に指定することも検討すること。</p> <p>(ii) 立地道府県等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、国が示す施設要件に基づき整備し、あらかじめ指定又は登録を行っておくこと。また、おおむね3年ごとに、拠点病院及び協力機関が施設要件に合致しているか否かを確認すること。 ・立地道府県等は、あらかじめ拠点病院等の役割を決めておくとともに、<u>当該立地道府県等、拠点病院、協力機関、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの間の通信手段及び傷病者等の搬送手順等</u>について個々の地域の特殊性を考慮して確認しておくこと。 ・立地道府県等は、自然災害等との複合災害を見据え、救急医療、災害医療に加え被ばく医療の体制等に詳しい<u>医療行政担当責任者等</u>を原子力災害医療調整官とし、原子力災害医療調整官を長とする複数者からなるグループを組織して立地道府県等が設置する災害対策本部内に配置すること。 ・立地道府県等は、原子力災害医療調整官が立地道府県等の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整し、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応に当たる体制を構築しておくこと。 ・立地道府県等は、<u>被ばく医療に係る専門的知見を有する医師等</u>が遠隔から指示することが可能な体制を整備すること。 ・立地道府県等は、原子力災害医療に必要な基本的な資機材・設備の整備を行い、点検・校正ができるようにすること。 ・立地道府県等は、避難退域時検査等に関しては、緊急時に多数の要員を必要とすることから、平時より緊急対応体制を構築すること。 <p>(iii) (略)</p> <p>② 原子力災害医療に関係する者に対する研修・訓練等</p> <p>原子力災害医療には、以下の要点を踏まえた研修、訓練等を組み込む必要がある。</p> <p>(i) 国</p>
---	---

- 立地道府県等又は拠点病院が行う、原子力災害医療に関する基礎的な研修や複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した実践的な研修についての研修カリキュラムや研修資料の作成、当該研修を行う講師の養成等により支援をすること。
- 基礎的及び実践的な研修に**かかる**資料等については、定期的に見直しを図ること。
- 全国の**医療関係者**等に対する研修体制も考慮すること。

(ii) 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター

- 原子力災害医療に関する専門的な研修を実施すること。
- 国、立地道府県等、拠点病院等が行う研修・訓練に対し、**適切な講師を派遣する**こと。

(iii) (略)

(iv) 拠点病院

- 立地道府県等内の協力機関の職員等に対する基礎的な研修を定期的に**実施すること**。

③ 安定ヨウ素剤予防服用の体制

(i) 安定ヨウ素剤の予防服用について

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような**内部被ばく**は、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。このため、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤を服用できるよう、その準備をしておくことが必要である。

ただし、安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、**医療関係者**の指示を尊重して合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきである。また、体制整備に際しては、関連法制度及び技術面等の最新の状況を反映するよう努めるとともに、以下のような点に留意する必要がある。

- 服用の目的や効果とともに副作用や禁忌者等に関する注意点等については事前に周知する。
- 地方公共団体は、原子力災害時の副作用の発生に備えて事前に周辺医療機関に受入の協力を依頼等するとともに、緊急時には服用した者の体調等を医師等が観察して必要な場合に緊急搬送が行うことができる等の医療体制の整備に努める。

また、平時から訓練等により配布・服用方法の実効性等を検証・評価し、改善に努める必要がある。

(ii) ・ (iii) (略)

(8) ~ (12) (略)

第3 緊急事態応急対策

(1) ・ (2) (略)

- 立地道府県等又は拠点病院が行う、原子力災害医療に関する基礎的な研修や複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した実践的な研修についての研修カリキュラムや研修資料の作成、当該研修を行う講師の養成等により支援をすること。
- 基礎的及び実践的な研修に**係る**資料等については、定期的に見直しを図ること。
- 全国の**医療従事者**等に対する研修体制も考慮すること。

(ii) 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター

- 原子力災害医療に関する専門的な研修を実施すること。
- 国、立地道府県等、拠点病院等が行う研修・訓練に対し、**講師派遣等による支援を行う**こと。

(iii) (略)

(iv) 拠点病院

- 立地道府県等内の協力機関の職員等に対する基礎的な研修を定期的に**実施し、又は立地道府県等が実施する研修に協力すること**。

③ 安定ヨウ素剤予防服用の体制

(i) 安定ヨウ素剤の予防服用について

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような**放射性ヨウ素による内部被ばく**は、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。このため、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤を服用できるよう、その準備をしておくことが必要である。

ただし、安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、**医療従事者**の指示を尊重して合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきである。また、体制整備に際しては、関連法制度及び技術面等の最新の状況を反映するよう努めるとともに、以下のような点に留意する必要がある。

- 服用の目的や効果とともに副作用や禁忌者等に関する注意点等については事前に周知する。
- 地方公共団体は、原子力災害時の副作用の発生に備えて事前に周辺医療機関に受入の協力を依頼等するとともに、緊急時には服用した者の体調等を医師等が観察して必要な場合に緊急搬送が行うことができる等の医療体制の整備に努める。

また、平時から訓練等により配布・服用方法の実効性等を検証・評価し、改善に努める必要がある。

(ii) ・ (iii) (略)

(8) ~ (12) (略)

第3 緊急事態応急対策

(1) ・ (2) (略)

<p>(3) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 緊急時モニタリングの結果 緊急時モニタリングの結果は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した後、国が一元的に集約し、必要な評価を実施して、O I Lによる防護措置の判断等のために<u>活用する。このため、国は、緊急時モニタリングの結果の集約及び迅速な共有が可能となる仕組みを整備する。</u>また、国は、集約及び共有した全ての緊急時モニタリング結果を分かりやすく、かつ迅速に公表する。 なお、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方については、今後、原子力規制委員会において更に検討し、必要な内容を本指針に記載することとする。</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 防護措置 (略)</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 原子力災害医療 原子力災害時には、汚染や被ばくの可能性がある傷病者に対して、あらかじめ整備した原子力災害医療体制に基づいて、初期対応段階における医療処置を円滑に行う。 具体的には、緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、放射線量等の情報を、原子力災害対策本部を通じて、原子力災害医療調整官へ伝達する。 原子力災害医療調整官は、医療機関、消防機関等に対して搬送する患者の汚染や推定被ばく線量に基づいて、その搬送先を適切かつ迅速に指示する。その際、救急医療体制を活用し、医療機関に対して傷病者を受け入れるように指示し、その受入れを確認する。特に、重篤な傷病者については指定された拠点病院等に搬送できるようにする。また、原子力災害医療調整官は、必要に応じて、他の立地道府県等に対して原子力災害医療派遣チームの派遣要請を行い、立地道府県等内の拠点病院等へ派遣する。さらに、原子力災害医療調整官は、放射性ヨウ素の放出が予想される場合や放出された場合には、原則として、国の指示に基づいて、速やかに安定ヨウ素剤を投与するように伝達する。立地道府県等は、国からの指示に基づき、避難退域時検査及び簡易除染等を実施する。立地道府県等は、内部被ばくの可能性がある場合には、鼻スメア及び甲状腺スクリーニング、さらには詳細な内部被ばく線量を推定するため、指定された<u>拠点病院</u>に搬送する。</p> <p>⑤ 避難退域時検査等及び除染 避難退域時検査等による汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。 避難退域時検査等の実施に当たっては、それが必要な対象全てに対して実施できるような場所を選定すべきであり、この避難退域時検査等は、可能な限りバックグラウンドの値が低い所で行うことが望ましい。 なお、O I Lに基づく防護措置としての避難又は一時移転の対象となった住民等については、<u>避難所等の移動先等において、</u>避難退域時検査を行い、基準値を超えた場合には簡易除染等を行うことが必要である。</p>	<p>(3) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 緊急時モニタリングの結果 緊急時モニタリングの結果は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した後、国が一元的に集約し、必要な評価を実施して、O I Lによる防護措置の判断等のために<u>共有し、活用する。</u>また、国は、集約及び共有した全ての緊急時モニタリング結果を分かりやすく、かつ迅速に公表する。 なお、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方については、今後、原子力規制委員会において更に検討し、必要な内容を本指針に記載することとする。</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 防護措置 (略)</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 原子力災害医療 原子力災害時には、汚染や被ばくの可能性がある傷病者に対して、あらかじめ整備した原子力災害医療体制に基づいて、初期対応段階における医療処置を円滑に行う。 具体的には、緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、放射線量等の情報を、原子力災害対策本部を通じて、原子力災害医療調整官へ伝達する。 原子力災害医療調整官は、医療機関、消防機関等に対して搬送する患者の汚染や推定被ばく線量に基づいて、その搬送先を適切かつ迅速に指示する。その際、救急医療体制を活用し、医療機関に対して傷病者を受け入れるように指示し、その受入れを確認する。特に、重篤な傷病者については指定された拠点病院等に搬送できるようにする。また、原子力災害医療調整官は、必要に応じて、他の立地道府県等に対して原子力災害医療派遣チームの派遣要請を行い、立地道府県等内の拠点病院等へ派遣する。さらに、原子力災害医療調整官は、放射性ヨウ素の放出が予想される場合や放出された場合には、原則として、国の指示に基づいて、速やかに安定ヨウ素剤を投与するように伝達する。立地道府県等は、国からの指示に基づき、避難退域時検査及び簡易除染等を実施する。立地道府県等は、内部被ばくの可能性がある場合には、鼻スメア及び甲状腺スクリーニング、さらには詳細な内部被ばく線量を推定するため、指定された<u>拠点病院又は高度被ばく医療支援センター</u>に搬送する。</p> <p>⑤ 避難退域時検査等及び除染 避難退域時検査等による汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。 避難退域時検査等の実施に当たっては、それが必要な対象全てに対して実施できるような場所を選定すべきであり、この避難退域時検査等は、可能な限りバックグラウンドの値が低い所で行うことが望ましい。 なお、O I Lに基づく防護措置としての避難又は一時移転の対象となった住民等については、<u>原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所等までの場所において、</u>避難退域時検査を行い、基準値を超えた場合には簡易除</p>
---	---

<p>(i) 避難退域時検査及び簡易除染 立地道府県等は、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等(ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。)を対象に避難退域時検査及び簡易除染を実施する。 なお、避難退域時検査及び簡易除染は、避難や一時移転の迅速性を損なわないよう十分留意して行う。 また、避難退域時検査及び簡易除染によって健康リスクが高まると判断される住民等については、体調等が悪化しないように十分配慮する。</p> <p>(イ) 検査の方法 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行い、結果が40,000cpm(β線)以下でない場合には、乗員の代表者(避難行動が同様の行動をとった集団のうちの1名)に対して検査を行う。この代表者がO I L 4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。 携行物品の検査は、これを携行している住民がO I L 4以下でない場合にのみ検査を行う。</p> <p>(ロ) 簡易除染の方法 検査の結果、O I L 4以下でない住民、40,000cpm(β線)以下でない車両及び携行物品には簡易除染を行う。 簡易除染によってもO I L 4以下にならない住民は除染が行える機関で除染を行い、簡易除染によっても40,000cpm(β線)以下にならない車両や携行物品は検査場所で一時保管等の措置を行う。 なお、簡易除染によってもO I L 4以下にならない住民に対する説明は、簡易除染後の除染が行える機関での除染実施とともに行うことが望ましい。 内部被ばくが疑われる場合には、指定された拠点病院に搬送する。 O I L 4以下でない者に医療行為を行う場合には、二次汚染を防ぐため、患者を扱う医療関係者は手袋を二重に着用する等の注意を払う必要がある。</p> <p>(ii)・(iii) (略)</p> <p>⑥~⑧ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第4 原子力災害中長期対策 (略)</p> <p>第5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策</p> <p>第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題</p> <p>本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。</p>	<p>染等を行うことが必要である。</p> <p>(i) 避難退域時検査及び簡易除染 立地道府県等は、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等(ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。)を対象に避難退域時検査及び簡易除染を実施する。 なお、避難退域時検査及び簡易除染は、避難や一時移転の迅速性を損なわないよう十分留意して行う。 また、避難退域時検査及び簡易除染によって健康リスクが高まると判断される住民等については、体調等が悪化しないように十分配慮する。</p> <p>(イ) 検査の方法 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行い、結果が40,000cpm(β線)以下でない場合には、乗員の代表者(避難行動が同様の行動をとった集団のうちの1名)に対して検査を行う。この代表者がO I L 4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。 携行物品の検査は、これを携行している住民がO I L 4以下でない場合にのみ検査を行う。</p> <p>(ロ) 簡易除染の方法 検査の結果、O I L 4以下でない住民、40,000cpm(β線)以下でない車両及び携行物品には簡易除染を行う。 簡易除染によってもO I L 4以下にならない住民は除染が行える機関で除染を行い、簡易除染によっても40,000cpm(β線)以下にならない車両や携行物品は検査場所で一時保管等の措置を行う。 なお、簡易除染によってもO I L 4以下にならない住民に対する説明は、簡易除染後の除染が行える機関での除染実施とともに行うことが望ましい。 内部被ばくが疑われる場合には、指定された拠点病院に搬送する。 O I L 4以下でない者に医療行為を行う場合には、二次汚染を防ぐため、患者を扱う医療従事者は手袋を二重に着用する等の注意を払う必要がある。</p> <p>(ii)・(iii) (略)</p> <p>⑥~⑧ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第4 原子力災害中長期対策 (略)</p> <p>第5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策 (略)</p> <p>第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題</p> <p>本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。</p>
--	--

- ・ IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのOILの算出、OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方
- ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方
- ・ 透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

第7 結び

(略)

- ・ OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方
- ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方
- ・ 透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

第7 結び

(略)

下線箇所が改正部分、網掛け箇所が意見公募手続実施時の案からの変更点（うち水色の網掛け箇所が意見を踏まえたもの）

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

(発電用原子炉(第2(3)②(i)ただし書の場合を除く)

旧

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		PAZ(概ね5km)				UPZ(概ね5~30km)				UPZ外(概ね30km~) ※防護措置や協力が必要と判断された範囲に限る。				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
		緊急事態区分	警戒事態	原子力	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-
公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築			・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・平常時モニタリングの強化	-	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	-	【避難】 ・要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備			・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
(原法10条の通知等に基づき、施設敷地緊急事態に該当する場合は除く。ただし、全面緊急事態に該当する場合は除く。)	原子力		・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
	公共団体		・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・要配慮者等の避難の実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	-	【避難】 ・要配慮者等の避難受入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	国		・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難の実施を指示 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難受入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
(原法15条の基準を採用。)	原子力		・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
	公共団体		・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	-	【避難等】 ・避難等の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力
	国		・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難等】 ・自治体に避難等の受入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力を要請

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2) (略)

下線箇所が改正部分、網掛け箇所が意見公募手続実施時の案からの変更点（うち水色の網掛け箇所が意見を踏まえたもの）

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

(発電用原子炉(第2(3)②(i)ただし書の場合を除く))

新

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		PAZ(概ね5km)				UPZ(概ね5~30km)				UPZ外(概ね30km~) ※防護措置や協力が必要と判断された範囲に限る。				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
		緊急事態区分	警戒事態	事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-
公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築			・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・緊急時モニタリングの準備	-	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	-	【避難】 ・要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備			・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・自治体への参集要請 ・報道機関等を通じた情報提供	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体への参集要請 ・報道機関等を通じた情報提供	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
(原法10条の通知等に基づく措置を採用。ただし、全面緊急事態に該当する場合は除く。)	事業者		・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
	公共団体		・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・要配慮者等の避難の実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	-	【避難】 ・要配慮者等の避難受入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	国		・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難の実施を指示 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難受入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
(原法15条の基準を採用。)	事業者		・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
	公共団体		・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	-	【避難等】 ・避難等の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力
	国		・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難等】 ・自治体に避難等の受入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力を要請

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2) (略)

下線箇所が改正部分、網掛け箇所が意見公募手続実施時の案からの変更点（うち水色の網掛け箇所が意見を踏まえたもの）

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※)並びに発電用原子炉(第2(3)②(i)ただし書の場合に限る))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

旧

緊急事態区分	事業者 公共団体 国	UPZ				UPZ外 ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
		<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・国へ通報 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界のモニタリング 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 	-	-	-
<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時モニタリングの強化 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 	-	-	-	-	
<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体への参集要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関等を通じた情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの準備のための調整 	-	-	
(原災法10条の通報すべき基準を採る場合を除く。ただし、全面緊急事態に該当する場合は除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・要員追加参集 	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び自治体へ通報 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界のモニタリング 	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの準備及び支援 	-	
	<ul style="list-style-type: none"> ・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【屋内退避】 ・屋内退避準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 	-	-	-	-
	<ul style="list-style-type: none"> ・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 	<ul style="list-style-type: none"> 【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体への参集要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援 	-	-	-
(原災法15条の基準を採る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・要員追加参集 	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び自治体へ通報 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界のモニタリング 	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施及び支援 	-	
	<ul style="list-style-type: none"> ・要員追加参集 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への情報伝達 	-	<ul style="list-style-type: none"> 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 	<ul style="list-style-type: none"> 【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)を指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体への参集要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援 	<ul style="list-style-type: none"> 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力を要請 		

※ 第2(3)②(ii)~(iv)に掲げるもの。

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2) (略)

下線箇所が改正部分、網掛け箇所が意見公募手続実施時の案からの変更点（うち水色の網掛け箇所が意見を踏まえたもの）

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※)並びに発電用原子炉(第2(3)②(i)ただし書の場合に限る))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

新

		UPZ				UPZ外 ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
		警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> 事業者 公共団体 国 	<ul style="list-style-type: none"> 国へ通報 住民等への情報伝達 自治体への情報提供・報道機関等を通じた情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界のモニタリング 緊急時モニタリングの準備 モニタリング情報の収集・分析 緊急時モニタリングの準備 	-	-	-	-
（原災法10条の通報すべき基準を採る。ただし、全面緊急事態に該当する場合は除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 事業者 公共団体 国 	<ul style="list-style-type: none"> 国及び自治体へ通報 住民等への情報伝達・今後の情報について住民等への注意喚起 自治体への情報提供・報道機関等を通じた情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界のモニタリング 緊急時モニタリングの実施 緊急時モニタリングの実施及び支援 緊急時モニタリングの指示 モニタリング情報の収集・分析 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避 屋内退避準備 自治体に屋内退避準備を指示 	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの準備及び支援 	-
（原災法15条の原子力緊急事態宣言を採る。）	<ul style="list-style-type: none"> 事業者 公共団体 国 	<ul style="list-style-type: none"> 国及び自治体へ通報 住民等への情報伝達 自治体への情報提供・報道機関等を通じた情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界のモニタリング 緊急時モニタリングの実施 緊急時モニタリングの実施及び支援 緊急時モニタリングの指示 モニタリング情報の収集・分析 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避 屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等) 	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施及び支援 	<ul style="list-style-type: none"> 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力
	<ul style="list-style-type: none"> 事業者 公共団体 国 	<ul style="list-style-type: none"> 国及び自治体へ通報 住民等への情報伝達 自治体への情報提供・報道機関等を通じた情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界のモニタリング 緊急時モニタリングの実施及び支援 緊急時モニタリングの指示 モニタリング情報の収集・分析 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避 自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)を指示 	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施及び支援 	<ul style="list-style-type: none"> 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力を要請

※ 第2(3)②(ii)~(iv)に掲げるもの。

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2) (略)

下線箇所が改正部分、網掛け箇所が意見公募手続実施時の案からの変更点（うち水色の網掛け箇所が意見を踏まえたもの）

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

(その他の原子力施設(原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの※))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

旧

		当該原子力事業所が所在する地方公共団体等 (原子力施設近傍における重点的な対応) ※地域の実情に応じ、隣接市町村を含む。				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-
		公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	-
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-
	(原災法10条の通報すべき基準に該当する施設敷地緊急事態に該当する場合を除く。ただし、全面緊急事態に該当する場合は除く。)	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
		公共団体	・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	-
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	-
	(原災法15条の全面緊急事態の基準を採用。)	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
		公共団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	-
		国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	-

※ 第2(3)②(v)に掲げるもの。

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2) (略)

下線箇所が改正部分、網掛け箇所が意見公募手続実施時の案からの変更点（うち水色の網掛け箇所が意見を踏まえたもの）

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

(その他の原子力施設(原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの※))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

新

		当該原子力事業者が所在する地方公共団体等 (原子力施設近傍における重点的な対応) ※地域の実情に応じ、隣接市町村を含む。				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-
		公共地方団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	-
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-
	(原災法10条の通報すべき基準を施設敷地緊急事態に該当する場合を除く。ただし、全面緊急事態に該当する場合は除く。)	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
		公共地方団体	・要員追加参集 ・国及び他の自治体に ・応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について ・住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	-
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた ・情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の ・収集・分析	-
	(原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。)	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
		公共地方団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	-
		国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた ・情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の ・収集・分析	-

※ 第2(3)②(v)に掲げるもの。

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2) (略)

原子力災害対策指針の改正案に関する意見に対する考え方

一. 参考レベル及び包括的判断基準（GC）に関すること

参考レベルや包括的判断基準（GC）を基礎としない OIL 等防護戦略の考え方は、IAEA が防護戦略に対して正当化及び最適化を求めている国際安全基準に適合していない。放射線審議会等において我が国としての参考レベルや GC を設定し、説明できる防護対策の考え方を構築すべきである。

（考え方）

- IAEA の安全要件 GSR Part3 及び GSR Part7 では、参考レベルから GC を設定し、GC から OIL を算出することが推奨されています。一方、我が国では、参考レベルや GC を設定することなく、福島第一原子力発電所事故での経験や国際的な知見を踏まえ、原子力災害対策指針において、OIL 等を定めています。
- 平成 30 年 4 月 11 日の原子力規制委員会において、GC の設定と OIL の算出についての検討を行った結果、IAEA が推奨している GC に基づいて IAEA 技術文書（EPR-NPP-OILs（2017））に示された方法により算出された OIL の値と、我が国の現行の OIL の値との間には大きな差異がないこと、さらに現行の OIL に基づく防護戦略が既に定着しつつあることから、現段階では、GC の設定及び GC から OIL の算出は行わず、現行の OIL を引き続き用いることとなりました。
- この考え方を踏まえ、今般の原子力災害対策指針の改正案においては GC の設定などは行わないこととしています。
- また、原子力災害時の事前対策における参考レベルについては、現在、原子力規制委員会において議論を行い、見解をまとめているところです。

二. 意見を踏まえた修正

9 ページ 28 行目「拠点病院及び高度被ばく医療支援センター」は、22 行目「拠点病院等」とは別の概念か。また「及び」は「又は」のほうが適切ではないか。

（考え方）

- 9 ページ 22 行目の「拠点病院等」は、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療協力機関の 3 つの医療機関を想定しており、同 28 行目の記述とは異なります。
- 患者の汚染状況等に基づいて、いずれかの医療機関に搬送するため、御意見のとおり、「及び」を「又は」に修正します。

原子力災害対策指針の改正案に関する全ての意見
(原文)

1

提出意見：

参考レベルや包括的判断基準（GC）を基礎としない OIL 等防護戦略の考え方は、IAEA が防護戦略に対して正当化及び最適化を求めている国際安全基準に適合していない。放射線審議会等において我が国としての参考レベルや GC を設定し、説明できる防護対策の考え方を構築すべきである。

〔理由〕

まず、IAEA の示す OIL の値と現行原子力災害対策指針の OIL を比較して 1 桁異なるような大きな差異はないというが、その論法は不適切と思われる。

単純に考えても、OIL が 1/2 になれば、その対策の範囲は 2 倍以上になり、それを実施する面積は 4 倍以上になる。避難計画を策定し、実施しなければならない地方公共団体に対し、この違いは大きな差異ではないと説明するのであろうか？原子力規制委員会は、今般の OIL 等防護戦略の考え方について、正当化及び最適化の観点から不必要に大きな防護対策の負担を地方公共団体に負わせていないという説明をする必要がある。

仮に「原子力災害対策指針」には OIL があればよく、GC を書く理由がないとしても、国として緊急作業員の防護には線量限度を定めているのに、事故後の公衆の防護において、それに相当した、どのような状況にも適用できる指標がないままでよいとは思えない。

すなわち、緊急作業員には、「電離放射線障害防止規則」、「人事院規則」において、線量限度を条件付きで 250mSv までと定めている。しかし、緊急時における公衆被ばくについては、法令に規定はない。ICRP2007 年勧告では、一般公衆の線量拘束値は年間 1mSv 以下としているが、これは本来緊急時に適用するものではない。

事故の結果として万一生じてしまった住民の被ばく線量に対しても、事故後に実施される周辺住民や公衆の被ばく評価や線量再構築の結果について、問題があるのか、ないのか判断する基準ないし指標がないのでは、被ばく評価や線量再構築の結果だけが独り歩きし、社会的な混乱が発生する恐れがある。国や自治体が原子力や放射線に係る緊急時に講じた防護対策がどんなに適切であっても、緊急事態において適用する参考レベルや GC が設定されていなければ、被ばく評価結果が年間 1mSv を超えていたら防護対策の失敗であるという誤った認識が住民や国民に流布し、避難計画や防災計画に対する不信や不適切な賠償問題すら生じる可能性もある。

緊急時における公衆被ばくに適用する参考レベルについて放射線審議会の第二次中間報告は以下のように述べている。

「緊急時被ばく状況における公衆に対する参考レベルに関して、ICRP が提案する線量（20～100mSv）は、緊急時における防護措置の実施の要否、防護の最適化、及び更なる防護措置の必要性を判断するための総合的な戦略に関する指標として妥

	<p>当であり、我が国においても防護活動計画の策定のためにこの指標を考慮すべきである。」</p> <p>これが容易でないことは理解するが、参考レベルや GC を基礎としない OIL 等防護戦略の考え方は、IAEA の安全基準等の最新の国際的知見を積極的に取り入れるとしてきた「原子力災害対策指針」の初心から外れ、とても福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえているようには思えない。かつて PAZ の導入をためらった原子力安全・保安院と同じ落とし穴に規制委員会も落ちるのではないか。</p>
2	<p>使用済み核燃料の処理など、問題が解決しないまま、闇雲な再稼働はまったく日本を破滅に導く愚策です。安全性の担保は誰が責任を負うのですか？その結果は国民が負うのです、絶対に許せません。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各ページの右肩の凡例の「赤字箇所」は、「赤字下線箇所」と記載すべきでは？ ・9ページの改正案欄の28行目「拠点病院及び高度被ばく医療支援センター」は、22行目「拠点病院等」とは別の概念か？ また「及び」は「又は」のほうが適当では？